

令和3年度における高知県の働き方改革取組方針

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大により、日本経済はリーマンショック時を超える厳しい状況にあり、高知県内においても令和2年5月には有効求人倍率が0.95倍と56か月ぶりに1.00倍を下回るなど厳しい状況にある。

有効求人倍率については、12月には1.02倍と持ち直したものの、昨今の状況から、引き続き新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を注視していく必要がある。

その一方で高知県では、急速に少子高齢化、人口減少社会が進んでおり、コロナ禍においても業種や職種によっては、人材不足の状況が続き、必要な人材の確保が課題となっている。

課題解決のためには、「仕事と生活の調和を図ることができる魅力ある職場づくり」を推進していく必要がある。

このため、国、県、労使団体がそれぞれの立場で働き方改革推進の機運醸成に取り組むとともに、高知県産業振興計画も踏まえつつ、若者、女性、高齢者、障がい者及び非正規労働者をはじめとする県内労働者の労働環境や処遇の改善に向けて、これまで取り組んできたところである。

今後は新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化、経済的影響にも注視しながら、高知県における「魅力ある職場づくり」を推進し、令和3年度も令和2年度に引き続き、「基盤整備を推進するとともに、さらなる働き方改革に取り組む企業を増やす、積み重ねていく」期間とする。

とりわけ経営基盤が小さく働き方改革を進めることの困難性が高い中小・小規模事業者においても実現できるように、以下の取組を行うこととする。

- 1 第6回働き方改革推進会議(令和3年2月10日開催)における確認事項(別紙参照)で定めた各目標の達成に向けて、引き続き国及び県が中心となって取組を進めるとともに、各構成員は自ら創意工夫した取組を行うなど国や県の取組を積極的に支援することとする。
- 2 働き方改革関連法の円滑な施行のため、県内の企業、とりわけ中小企業・小規模事業者への同法の周知徹底への協力を行う。
- 3 平成30年度に国が設置した「働き方改革推進支援センター」を総合窓口とした支援を一層推進していく。
各構成員は、当該センターが行う取組を実効あるものとするため、最大限の協力を行うこととする。
- 4 コロナ禍における新たな働き方として、国及び県はテレワーク等の多様な柔軟な働き方に向けた支援について、情報提供(テレワークガイドラインの周知啓発・助成金等によるテレワーク導入支援等)を行い、各構成員はそれらの情報を有効に活用し、中小企業・小規模事業者の働き方改革を支援する。

令和3年2月10日(水)
高知県働き方改革推進会議